

[contents]

- 2 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施
日本年金機構では、平成25年1月末から、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施している。
- 3 平成25年度の主な年金額
国民年金・厚生年金の年金額は平成25年9月までは据え置き、10月からは1.0%引き下げられる。
- 4～5 支給開始年齢の引上げが開始
平成25年度からの特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げが開始される。
- 6 平成25年度の前納保険料額
平成25年度の国民年金保険料の前納額が告示された。

Topics

日本年金機構、平成25年度計画を定める

厚生労働省が認可

日本年金機構の平成25年度計画が3月29日付で厚生労働省から認可された。これは、日本年金機構法の規定に基づいて、平成25年度の業務運営について定めたものである。

それによると、平成25年度には、「年金記録問題に傾注するとともに、基幹業務への取組を

強化し、親切・迅速・正確なお客サービスを提供を目指すこと」を目標とし、その実現に向けて、①年金記録問題対応への総力結集と基幹業務の本格的な取組強化、②親切・迅速・正確なお客サービスの提供、③組織風土改革と人材育成の3つを重点として、年金記録問題、業務の質の向上、業務運営の効率化、業務運営における公正性お

よび透明性の確保などに計画的に取り組むものとされている。

また、今後、順次施行が予定されている年金制度改正に伴う業務の円滑な実施のために、厚生労働省と連携を図り、必要な対応を行うことになる。

なお、東日本大震災により被災された被保険者や事業主等への適切な対応に引き続き取り組むことも明記されている。

Web版「年金広報」の 発刊にあたって

一般財団法人 年金住宅福祉協会 理事長 岩也 千賀彦

平成25年4月号より、Web版「年金広報」をわたしども一般財団法人年金住宅福祉協会にて発行させていただくこととなりました。何卒よろしくお願い申し上げます。

弊協会は、昭和51年に財団法人として厚生大臣の認可を受け、年金積立金の還元融資制度による年金住宅融資を行ってまいりました。これまでに全国で44万人を超える年金被保険者の方々にご自宅取得の際の住宅ローンとしてご利用をいただいております。

この度、一般財団法人への移行と機を一にして、年金制度の啓発活動として生活応援情報サイト『くらしすと』



を開いたしました。このサイトでは弊協会のご利用者を始めとした年金被保険者等の方々に年金制度の解説と併せて「暮らし」をキーワードにした様々な生活情報を発信してまいります。中でも特に年金に関する情報は弊協会のご利用者の平均年齢が55歳を超える状況にあることもあり、高い関心が寄せられるものと思われま。今後、このご期待に応えるためにお役に立つ充実した内容をお届けしてまいりたいと考えております。

今、皆様をご覧になられている「年金広報」は本年2月まで、社団法人日本国民年金協会にて発行されておりました。昭和34年に「国民年金弘報」として創刊され、平成22年には「年金広報」に衣替えをし、通巻645号を重ねた由緒ある広報紙です。

年金事務所や各市町村の窓口で実務を担当される皆様方が年金手続情報を共有することは重要なものであるとの考えから、弊協会でも引き継いで発行させていただくことになったものです。

今後はWeb版として装いが変わりますが、これまでと同様に愛読を賜りますようお願い申し上げます。

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施

年金記録の再度確認を

日本年金機構では、平成25年1月末から、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を

実施している。キャンペーン実施によって「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などを使って、自分自身の年金記録が確認できる。

年金記録確認は、日本年金機構のパンフレットを活用するとよい。このパンフレットでは、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高い項目をまとめた

チェックポイントが記載されている。「ねんきんネット」の年金記録照会画面や「ねんきん定期便」に記載されている年金記録のうち、「未加入」となっている期間（共済組合期間を除く）がチェックポイントの項目に該当しないかを確認できるようになっている（パンフレットは日本年金機構ホームページからダウンロードできる）。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん定期便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

お手元にないとき
「ねんきんネット」にご登録いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください（詳しくは裏面をご覧ください）。

以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

1 「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	
昭和47年度	22歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	
昭和49年度	24歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった方（共済組合に加入していたため国民年金、厚生年金等に加入しなかった期間を含む）。「国民」または「厚生」=国民年金または厚生年金に加入していた月の意味です。

2 「ねんきん定期便」などで確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

※①「ねんきん特別便」、②「厚生年金加入記録のお知らせ」（年金を受給されている方）、③平成21年4月～22年3月にお送りした「ねんきん定期便」（年金を受給されている方以外）でご確認ください。

これまでの「年金加入履歴」です
お示している「年金加入履歴」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。

お示している年金加入履歴は、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を現した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚生	〇〇商事	昭和46.4.1	昭和46.11.5	7
2	厚生	△△株式会社 (空いている期間があります)	昭和46.11.5	昭和48.4.1	17
3	国民	第1号被保険者	昭和49.4.1	昭和50.4.1	12

※このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。

「未加入」となっている期間 共済組合員期間を除くは要チェック!

この期間 働いていなかった

- ❑ 学生であったが国民年金に加入していた。
- ❑ 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に廃止)。

この期間 働いていた

- ❑ 退職後、結婚し姓が変わった。
- ❑ いろいろな名前の読み方がある。
- ❑ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
- ❑ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
- ❑ 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
- ❑ 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
- ❑ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- ❑ 試用期間中に退職した。
- ❑ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

●上記以外にも、記録の「もれ」や「誤り」がある場合があります。
●上記のリストは、記録が「未加入」となっている場合のチェックポイントです。この他、保険料を納付したにもかかわらず「未納」となっていたり、標準報酬額(給与の平均を区切りのよい一定の額ごとに区分し、納めていただく保険料額の計算の基とするもの)が実際と異なっていることなどもありますので、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などでご確認ください。

お心当たりのある方は、裏面のメモ欄に思い当たる内容をご記入のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。

「ねんきんネット」の「持ち主不明記録検索」サービス

持ち主不明記録検索機能を追加

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」をうけて、「ねんきんネット」では、平成25年1月末から、持ち主不明の記録の中に自分自身の記録があるかどうか調べることができる「持ち主不明記録検索」機能が追加されている。

「持ち主不明記録検索」は、日本年金機構のコンピュータに保存されている年金記録のうち、現在持ち主がわからなくなっている年金記録(持ち主不明記録)

をインターネット上で検索できるサービスである。検索条件に一致した年金記録があった場合には、探している人の年金記録かどうかを年金事務所または街角の年金相談センターで確認してくれる。

氏名、生年月日、性別から検索

「持ち主不明記録検索」は、自分自身の年金記録に漏れがあると思われる場合などに、自宅などでいつでも持ち主不明記録に自分の記録が含まれていないかを確認することができる。

探したい年金記録の持ち主(自分自身または亡くなった親族)の氏名、生年月日、性別を検索条件として、持ち主不明記録から条件に一致する年金記録を検索することができる。

検索条件に一致する記録があった場合には、その記録に関する参考情報を入力し、検索結果を年金事務所(街角の年金相談センター)の窓口を持参すると、その記録が探している人のものかどうかを確認したうえで、確認結果が通知される。

平成25年度の主な年金額

4月～9月は据え置き

現在支給されている年金額は、平成11年から平成13年にかけて3年続けて物価が下落したにもかかわらず、特例的に翌年度の年金額（平成12年度から平成14年度の年金額）が据え置かれたため、その分だけ本来の年

金額（平成16年改正による本来の水準）よりも高い水準（特例水準）で支給されている。

現在では、特例水準の年金額が平成16年改正の水準の年金額を上回っており、2.5%の格差が生じている。この格差を解消するために、平成25年度から平成27年度にかけて3年間で本来の

水準の年金額に引き下げることになっている。具体的には、平成25年度は10月分から1.0%、平成26年4月分から1.0%引き下げられ、平成27年4月からは平成16年改正による本来の水準の年金額が支給され、2.5%の格差が解消されることになる。

給付	平成25年4月からの額	平成25年10月からの額
老齢基礎年金（満額）・2級障害基礎年金	786,500円（月額65,541円）	778,500円（月額64,875円）
1級障害基礎年金	983,100円（月額81,925円）	973,100円（月額81,091円）
第1・2子の加算額・加給年金額	226,300円（月額18,858円）	224,000円（月額18,666円）
第3子以降の加算額	75,400円（月額6,283円）	74,600円（月額6,216円）
3級障害厚生年金の最低保障額・中高齢寡婦加算額	589,900円（月額49,158円）	583,900円（月額48,658円）

○妻に支給される遺族基礎年金（上段は平成25年4月からの額、下段は平成25年10月からの額）

	基本額	加算額	合計額（月額）
子が1人のとき	786,500円	226,300円	1,012,800円（84,400円）
	778,500円	224,000円	1,002,500円（83,541円）
子が2人のとき	786,500円	452,600円	1,239,100円（103,258円）
	778,500円	448,000円	1,226,500円（102,208円）
子が3人のとき	786,500円	528,000円	1,314,500円（109,541円）
	778,500円	522,600円	1,301,100円（108,425円）

○子に支給される遺族基礎年金（上段は平成25年4月からの額、下段は平成25年10月からの額）

	基本額	加算額	合計額	1人の額（月額）
子が1人のとき	786,500円	0円	786,500円	786,500円（65,541円）
	778,500円	0円	778,500円	778,500円（64,875円）
子が2人のとき	786,500円	226,300円	1,012,800円	506,400円（42,200円）
	778,500円	224,000円	1,002,500円	501,300円（41,775円）
子が3人のとき	786,500円	301,700円	1,088,200円	362,700円（30,225円）
	778,500円	298,600円	1,077,100円	359,000円（29,916円）

○配偶者特別加算額の合計額

受給権者の生年月日	平成25年4月からの額（月額）	平成25年10月からの額（月額）
昭和9.4.2～昭和15.4.1	259,600円（21,633円）	257,000円（21,416円）
昭和15.4.2～昭和16.4.1	293,100円（24,425円）	290,100円（24,175円）
昭和16.4.2～昭和17.4.1	326,500円（27,208円）	323,200円（26,933円）
昭和17.4.2～昭和18.4.1	359,900円（29,991円）	356,200円（29,683円）
昭和18.4.2～	393,200円（32,766円）	389,200円（32,433円）

老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げが開始

報酬比例部分は61歳から

厚生年金保険の加入期間が1年以上あって、老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たす人は、65歳前に特別支給の老齢厚生年金をうけることができる。

元来、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は60歳であったが、男子で昭和16年4月2日以後生まれの人から、また女子で昭和21年4月2日以後生まれの人

から、定額部分の支給開始年齢が3年度ごとに1歳ずつのペースで引き上げられている。この定額部分の支給開始年齢の引上げは、平成13年4月から開始されており、男子についてはすでに引上げが完了し、女子について引上げの実施期間中にある。

一方、男子で昭和28年4月2日以後生まれの人から、また女子で昭和33年4月2日以後生まれの女子から、報酬比例部分の支給開始年齢が3年度ごとに1歳ずつ

のペースで引き上げられることになっている。平成25年4月からは、男子で昭和28年4月2日以後生まれの人から、順次支給開始年齢の引上げが実施されていく。

平成25年度に60歳になる昭和28年4月2日から昭和29年4月1日生まれの男子は、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が61歳に引き上げられることになっている。

支給開始年齢引上げの対象者に「年金に関するお知らせ」を送付

加入記録と年金見込み額を記載

日本年金機構では、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げの実施にあわせて、支給開始年齢が61歳以後に引き上げられる昭

和28年4月2日以後生まれの男子で、特別支給の老齢厚生年金の受給権がある人を対象に、原則として60歳到達の3か月前に「年金に関するお知らせ（老齢年金のお知らせ）」を送付すること

にしている。

お知らせには、①現時点での加入記録と②年金見込額等が記載されている。また、繰上げ支給についての情報等が提供される。

継続再雇用者に対する標準報酬月額の見直し

すべての60歳以上 継続再雇用者が対象

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が退職後1日の空白もなく継続再雇用された場合には、事業主が厚生年金保険および健康保険の「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に年金事務所へ提出すれば、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が改定されることになっていた。

この継続再雇用後の標準報酬月額の改定の取扱いが、平成25年4月から、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

にともなって、特別支給の老齢厚生年金の受給権者に限らず60歳以後に退職後継続再雇用されるすべての人に対象が拡大されることになる。

標準報酬月額は再雇用後の 給与で改定

厚生年金保険では、老齢厚生年金を受給しながら厚生年金保険の適用事業所に勤務している場合、在職老齢年金の仕組みによって、年金額と総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額とその月以前の12か月間に支給された標準賞与額の総額を12で割った額の合計額）によって、支

給される年金額の一部または全部が支給停止されることになっている。とりわけこの在職老齢年金の仕組みが適用されるにあたっては、各月の標準報酬月額が大きく影響してくる。

標準報酬月額は、毎年7月1日現在に勤務している事業所の4月から6月までの3か月間に支給される報酬額の平均によって、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額が決定される。これを定時決定という。そして、いったん決定された標準報酬月額は、継続して3か月間に2等級以上の変動があれば改定されることになっている。これを

随時改定という。

したがって、60歳で退職して1日の空白もなく継続再雇用された場合、たとえば3月31日に退職して4月1日に再雇用された場合などは、継続再雇用後に給与が大幅に下がっても3か月間は退職前の高い給与のときの標準報酬月額のままとされ、4か月目にはじめて再雇用後の低い給与に基づく標準報酬月額とされることになる。在職しながら老齢厚生年金を受給している場合に

は、再雇用後の3か月間は実際とは異なる高い標準報酬月額に基づいて年金額の支給調整が行われることになってしまうため、年金の支給停止額が大きくなってしまいます。

継続再雇用後の標準報酬月額の改定が行われれば、再雇用後の最初の月から標準報酬月額が実態に合った額とされ、在職老齢年金の調整も実際の給与額に即したものとなる。

この継続再雇用後の標準報酬

月額の決定は、雇用関係がいったん中断したものとみなし、事業主に「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出させることによって処理されることになる。この取扱いは、平成25年3月までは特別支給の老齢厚生年金の受給権者に限られていたが、平成25年4月からは、60歳以上のすべての継続再雇用者にまで適用対象が拡大された。

平成25年度の保険料の追納額の告示

平成25年度の後納保険料額と同額

平成25年3月29日、平成25年

度の国民年金保険料の追納額が以下のとおり告示された(平成25年厚生労働省告示第114号)。

なお、この追納額のうち、全

額免除の場合の追納額は、平成24年10月から開始された保険料の後納制度による平成25年度における後納保険料額と同じとなっている。

年度	当時の保険料額	加算率	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成15年度	13,300	0.117	14,860	—	7,430	—
平成16年度	13,300	0.101	14,640	—	7,320	—
平成17年度	13,580	0.082	14,690	—	7,350	—
平成18年度	13,860	0.064	14,750	11,050	7,370	3,680
平成19年度	14,100	0.048	14,780	11,080	7,390	3,690
平成20年度	14,410	0.033	14,890	11,170	7,440	3,720
平成21年度	14,660	0.021	14,970	11,220	7,480	3,740
平成22年度	15,100	0.009	15,240	11,420	7,620	3,800

暮らしをアシストする情報サイト



からのお知らせ

情報サイト「くらしすと」を開設しました

年金住宅福祉協会では平成25年4月から、暮らしをアシストする情報サイト「くらしすと」を新しく開設しました。年金や暮らしに役立つ情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「くらしすと」では、SPECIAL ISSUE、あんしん広場、ねんきんABC、年金事務の窓口を設置しています。「年金広報」は年金事務の窓口からご覧いただけます。

「年金広報」で現場の声を届けます

「年金広報」では次号以降、年金窓口の現場の声を取材して掲載してまいります。年金事務所や市区町村担当課を取材させていただき予定ですので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



平成25年度の前納保険料額

この告示ではあわせて43種類の前納額が告示されているが、そのうちの主なものは以下のとおりである。なお、1年間の保険料の口座振替による前納は平成25年2月末で締め切られている。

平成25年2月末で締切り

平成25年2月5日、平成25年度

の国民年金の前納保険料額が告示された（平成25年厚生労働省告示第18号）。

○1年間の保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年4月
前納額	177,280円

○6月間の保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年4月から平成25年10月までの月
前納額	89,510円

○平成26年3月までの期間のすべての保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年										平成26年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	191,680円	177,280円	162,770円	148,210円	133,610円	118,950円	104,250円	89,510円	74,710円	59,870円	44,970円	30,030円	15,040円

○1年間の保険料を口座振替で前納する場合

前納する月	平成25年4月
前納額	176,700円

○6月間の保険料を口座振替で前納する場合

前納する月	平成25年4月及び平成25年10月
前納額	89,210円

○各月の保険料を口座振替で前納する場合

前納する月	平成25年4月から平成26年3月までの各月
前納額	14,990円

○6月間の4分の3保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年7月から平成25年10月までの月
前納額	67,130円

○平成25年6月までの期間のすべての4分の3保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	44,860円	33,730円	22,520円	11,280円

○平成26年3月までの期間のすべての4分の3保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年						平成26年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	100,200円	89,220円	78,190円	67,130円	56,030円	44,900円	33,730円	22,520円	11,280円

○6月間の半額保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年7月から平成25年10月までの月
前納額	44,750円

○平成25年6月までの期間のすべての半額保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	29,900円	22,490円	15,020円	7,520円

○平成26年3月までの期間のすべての半額保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年						平成26年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	66,800円	59,480円	52,130円	44,750円	37,360円	29,930円	22,490円	15,020円	7,520円

○6月間の4分の1保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年7月から平成25年10月までの月
前納額	22,380円

○平成25年6月までの期間のすべての4分の1保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	14,960円	11,240円	7,510円	3,760円

○平成26年3月までの期間のすべての4分の1保険料を現金払いで前納する場合

前納する月	平成25年						平成26年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	33,400円	29,740円	26,060円	22,380円	18,680円	14,970円	11,240円	7,510円	3,760円